

独立行政法人

郵便貯金・簡易生命保険管理機構

満期を過ぎた定額・定期郵便貯金の払戻し期限について

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「当機構」といいます。）は、郵政民営化前（平成19年9月30日まで）に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金・定期郵便貯金・積立郵便貯金を政府保証付で承継し、払戻し等の管理を行っております。（実務は株式会社ゆうちょ銀行に委託しています。）

これらの満期のある郵便貯金は、法律の規定により、満期から20年2か月経過すると、お客さまは払戻しを受けられなくなります。（なお、平成19年10月1日以降に郵便局やゆうちょ銀行の店舗にてお預けいただいた貯金は権利消滅の対象ではありません。休眠預金活用法の対象となります。）

このため、当機構では満期を迎えたお客さまに個別に通知したり、郵便局にてポスターの掲出やチラシの配布を行う等、注意喚起に努めているところです。

つきましては、消費者行政の最前線にいらっしゃる皆さま及び相談員の方々に裏面の「郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A」及び別添のチラシをご覧いただき、満期を過ぎた郵便貯金についてご理解を深めていただき、住民の皆さまからご相談等を受けられた際には、下記の問い合わせ先をご案内いただけますと幸いです。

記

1 郵政民営化前にお預けいただいた郵便貯金に関する問い合わせ先

- ① 残高などお客さまの個別のお取引内容に関しては、お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行の店舗にお問い合わせください。
- ② 商品・サービスに関しては、ゆうちょコールセンター（0120-108420）にお問い合わせください。

※ 満期を過ぎた郵便貯金の払戻しに関する手続は当機構のHPにも掲載しております。

<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>

2 その他

別添のチラシが追加で必要な場合は、当機構へご連絡願います。

※ 詳しいQ&Aは当機構のHPにも掲載しております。

http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/pdf/oshirase/kenri_syoumetsu.pdf

以上

【連絡先】

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 貯金部 財務課

電 話 03-5472-7105

受付時間 9:30~12:00、13:00~17:00

※土・日・休日を除きます。



郵便貯金の権利消滅等に関するQ&A

Q 1 満期後一定期間経過すると払戻しを受けられなくなるのは、どのような郵便貯金ですか。

A 1 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日まで）にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金（住宅積立、教育積立を含む。）です。（平成 19 年 10 月 1 日以降に郵便局又はゆうちょ銀行の店舗でお預けいただいた貯金は権利消滅の対象外です。）

なお、平成 30 年 3 月末の郵便貯金残高は 19,701 億円です。また、平成 28 年度の権利消滅金は 63 億円です。）

Q 2 「満期」はいつくるのですか。

A 2 郵政民営化前（平成 19 年 9 月 30 日まで）にお預けいただいた定額郵便貯金等は、全て満期を迎えています。お持ちであれば、お早めに払戻しのお手続きをお願いいたします。

（参考）郵便貯金が満期となる時期は、郵便貯金の種類ごとに次のとおりです。

種 類	時 期
定額郵便貯金	預入の日から起算して 10 年が経過したとき
定期郵便貯金	預入期間が経過したとき（郵政民営化前に自動継続扱いとしていても、民営化後は自動継続されていません。）
積立郵便貯金	据置期間（積立期間）が経過したとき
住宅積立貯金	据置期間（積立期間）経過後、2 年経過したとき
教育積立貯金	据置期間（積立期間）経過後、4 年経過したとき

Q 3 Q 1 の郵便貯金は、満期後一定期間経過すると、どうして払戻しができなくなるのですか。

A 3 これらの郵便貯金には、郵政民営化前と同様、旧郵便貯金法※の規定が適用されています。同法において、満期後 20 年間お取扱いがない郵便貯金の払戻しをお願いする催告書を発送後、2 か月間、お客さまから払戻しのご請求がない場合は、その郵便貯金の権利は消滅する旨が定められています。このため、払戻しができなくなります。

※ 郵便貯金法は郵政民営化に伴い既に廃止されていますが、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第 5 条の規定により、郵政民営化前にお預けいただいた定額郵便貯金等については、関係する規定がなお効力を有するとされています。

Q 4 郵便貯金とあわせて簡易生命保険にも加入しているが、簡易生命保険には権利消滅はないのですか。

A 4 簡易生命保険には権利消滅はありません。時効となる時期の定めはありますが、お支払いをしていない保険金等があるなどの状況が確認できたご契約については、時効を援用しないでお支払いいたします。

■お問い合わせ先

郵便貯金関係	簡易生命保険関係
◆お近くの郵便局の貯金窓口、ゆうちょ銀行の各店舗 ◆ゆうちょコールセンター 0120-108420（通話料無料） 平日/8：30～21：00 土・日・休日、12月31日～1月3日/9：00～17：00	◆お近くの郵便局の保険窓口 ◆かんぽコールセンター 0120-552-950（通話料無料） ◆高齢のお客さま専用コールセンター 0120-744-552（通話料無料） 平日/8：30～21：00 土・日・休日/9：00～17：00（1月1日～3日除く）